

独立行政法人化時代の国立大学運営

黒羽 亮一（常磐大学）

あまり時間もなさそうなので、総括してコメントいたします。

本日のテーマは「独立行政法人化時代の国立大学運営」となっていて、そのあとの趣旨の書き方で、もう独立行政法人化ということ的前提に話が進んでいるという感じになっています。

細かいところでは非常におもしろかったんですが、鈴木学長から医学部のこと、それから小野田先生からは、理工系を中心に独立法人化した場合に日本の大学はどのような方向で教育をしたらいいのか、研究活動をしたらいいのかというお話があり、文部省のお二人の方、特に合田課長からは、独立行政法人化の背景というか、大学改革の背景というような話もお伺いできたような気がいたします。また北村事務局長からは、もう平成3年の大学設置基準の改正以来、種々随分大学改革ではいろんなことをやってきて、まだ何かやらなければいけないのか、エンドレスではないのかという、いささかうんざりした、というようなことを、伺いました。これに同感の、同席の先生も随分いらっしゃると思います。

そういう流れの中でお話が始まったのが非常におもしろかったんですが、私は独立行政法人化時代の大学運営、とくに国立大学の運営というのは、平成3年からのだらだらの続きで、とだけ受けとめていると、何かまたたいしたことにならないのではないかなという危惧を持って、伺いました。それは、小野田先生が最初にここに書かれた絵が非常に良かったと思うんですが、国立大学の改革という中で今やっている改革というのはごく一部分である、だから国立大学の改革というのはもっと大きいのではないかという絵を最初に OHP で出されましたことに通じます。

それから2番目に、今度は今は自己改革は随分している、自己改革も右肩上がりになっているんだけれども、極めてなだらかな右肩上がりであって、その途中で独立行政法人化ということをするれば、一時はしほむのではないかという点です。今の質問者にありましたけれども、質問者がおっしゃるように、理学部は余ってしまうのではないかということがあるのかもしれない。しかし、旧帝大とか鈴木先生の東京医科歯科大学などは独立行政法人化することによって、今のこの右肩上がりのカーブよりもっと上のところから出発してもっと上がれるのではないかと思います。3本、線を小野田先生が示されたと思うんですが、あの絵が私にとっては非常に印象的でありました。

ということは、独立行政法人化ということ、これは相当えらいことだと、根本的に何とかしなければということだと認識していく必要があると思うわけです。それは非常にえらいことであるということは、山本先生が「文部科学教育通信」に連載されている論文を読むとよくわかります（山本眞一「国立大学の独立行政法人化」『文部科学教育通信』No.6 pp.38-39, 2000）。この間の、文部大臣の説明のことが書いてあるのですが、「難局を乗り切るためには法人化は不可

避のはずだ」という個所です。ここにちゃんと書いてありますように、今回の法人化は文部省及び大学審議会がこれまで進めてきた大学改革から直接出たものではないということです。別の要素によって、簡単に言うと文部省もやらざるを得なくなったと書いてあります。なぜそうなったかという、まさにそれは文部省の問題であると同時に、文部省が設置者行政をしていた国立大学の先生方の盲点をつかれた問題であるということです。

私の率直な印象からいけば、「そういう大きな問題が早晚来るだろう」ということに対して、文部省も含めて国立大学の先生があまりにも「脳天気だった」と思うわけです。それは配付された文部大臣説明の5ページに書いてあります。昭和30年代の末ごろから各方面で多種多様な法人化論が提起されていきました。昭和37年に、この間亡くなりました永井道雄さんが「大学公社論」というのをお書きになりました。それから、大学紛争のときに各大学でいろいろ改革文書が出たわけですが、東京大学の改革準備調査会の文書の中には、国立大学の運営を行政委員会制度にしたらどうだろうとありました。そのあたりは中教審の四六答申でもあったわけです。ここで文部大臣の認識は、「世論や関係者の広範な支持を必ずしも得られず」とありますが、私はそうは思いません。世論をおこさないように立ち回っていたのです。また、世論や関係者の広範な支持を得られなかったとしても、今より国立大学に権威と期待があったからかどうかは大変疑問でありまして、私はこのころのことで一つエピソードを思い出します。ここは筑波大学ですが、筑波大学を作る法律の途中で国立大学協会の中の専門委員会が、筑波大学のようなものを作るのは反対だという声明を出したんですね。これは国大協会報に載っておりますからお読みになると非常におもしろいと思います。それで、当時の林健太郎国大協学長は困ってしまいまして、「こういう意見もあるけれども、これも大学改革の一つとして国大協全体としては認めようじゃないか」という1枚の別の紙を、内容と全然別な紙を国大協の報告書に載せて、それで要するに文部省は法律をようやく出せたわけです。そのとき苦勞された川村恒明大学課長補佐（当時）がきょう見えておりますけれども、覚えていらっしゃるのだと思います。

ことほどさように、国立大学というのは非常にのんきです。それで法人化は中教審の四六答申でも言われたし、それからその後、臨教審のときは相当強く、総同盟の金杉秀信さんとか瀬島龍三さんから、「審議しろ」と、やいのやいの言われまして飯島宗一第四部会会長も腰をあげざるを得なくなり、審議をしたわけです。調査のための専門委員会を作って私も入っていました。国大協で当時活躍していた新野幸次郎神戸大学長にキャップをお願いしたのです。そのときに苦勞された大学課長はその後次官になった佐藤禎一さんです。新野委員会報告書を作りまして、そこに書いてあるように、要するに法人化論というものがここで完全につぶれてたわけではないんですね。継続審査にいたしました。

だから、これは時限爆弾を抱えているというか、あるいは国際間の争いでいえば国境紛争みたいなものを何年も抱えていたような状態が続いていたわけですね。ですから、それが十数年たってまた出てきたのでありまして、私は、しょうがないな、また出てきたからどうするかなど思っていたら、大学の先生方は割合のんびりしていらっしゃるから、結局、設置者行政をやられている文部省は大学の先生方の意向を最大限に尊重して、これものんびりして何とか逃げようと思っ

ていたけれども逃げられなくなったということじゃないですか。山本真一さんが書いておられることは、私なりに読むと、こういう経過なんですね。

こういうことを考えますと、やはりいろいろ問題はあります。きょうもお話が出たように、地方国立大学で規模が小さくて、外部資金の入らないような大学は非常に苦勞するのではないか。それから、一体給料はどうなるんだといったそういう細かい問題もあるけれども、そういう細かい問題を上手に解決するためにも、小野田先生の書かれた絵、国民の国立大学改革への期待と、今大学改革で自己改革をやっている範囲の問題と、そこをやはり正確に認識することとか、あるいは合田課長の言われた世間の常識は大学の非常識ということも認識して、相当国立大学はふんどしを締めていかないと大変だと思います。今度文部省に研究協議会ができるが、協議会におまかせしますでは済まない問題だと思うんですね。やはりそれは前向きに研究協議会に対して、もっとみんなの先生方が意見を出していく。それから、少なくとも現在管理者にある方々はそういう雰囲気や大学の中に作っていく。議論して前向きに考えていく雰囲気を醸成していく必要があります。

今までは、国立大学は少なくとも行政機関だったわけですね。何だかんだ言っても、結局、行政機関だった。今度は独立の法人になるわけです。そこで文部省は今度は設置者行政というのはやらなくて、指導助言行政といったことになるのですかね。特殊法人に対しては「業務方針書」というのがありますが、ああいうのを主務官庁が承認して設けるといような形で運営していくようなことになるのでしょうか。

それから、制度の話のつぎに、お金の面から言いますと、国立大学の経営費が2兆7,000億円のうち一般会計から出ているのは1兆7,000億円で、既に6割を切っているわけですから、4割は自分で稼いでいる。鈴木先生が示されましたように、要するに国立大学の病院全部で5,000億円稼いでいる。それから、授業料も全部で納付金が3,500億円で14%ぐらいになっている。財政的に言えば、いまの特殊法人の中にも8割とか9割とか国費で、自己財源は1割しかないようなところがいっぱいあると思うんですね。そうすると、これはどう考えても理屈からいって設置者行政として、行政機関であるというのは不自然だったのではないのでしょうか。それを何回も指摘されていたけれども、文部省と国立大学は「国立大学の方がいい」と主張してきた。基本的には、それがやはり守り切れなくなったということです。

実は先ほど述べた臨教審のころに、私は筑波大学のある先生に対して「今、瀬島さんたちにいじめられて、国立のほうがいいんだという文書を書く委員会です苦勞しているんですよ」と言ったら、「なぜ特殊法人にしないの」といわれました。大体国立であるから研究の「旅費はあるけど謝金はない」とか、「謝金はあるけど旅費がない」とか、旅費をもらうのにいちいち預金口座への届けの印鑑を使用願いますなんて、今日もここで配付されている煩雑な書類まで書かされる。それから、ちょっと日帰りの出張でも7枚ぐらいの書類に判を押さなければならない。それで、事務は忙しくてどうしようもないなんて言っている。そういう国の行政機関で予算決算会計令とか、何かの適用を受けてがんじがらめになっている国立大学よりは、法人になって総務庁とかの細かい規定を適用されなくても自由にできるような大学のほうがよほどいいじゃないですか。

このごろはだいぶ改善されましたが、私も筑波にいたころは苦勞したんです。臨教審のころです。あのころは大体科研費だって、とにかく支給が決まるのが7月か8月で、お金が来るのが10月で、文部省への報告の締め切りは3月だけど、大学の事務局は2月中に書類を出せという。これでは申請の前にやっていた研究の後からお金をもらうような科研費で、行政機関であるがためにどれだけ迷惑を被ったか。こういうのを全部よくしようというので、かつてから大学公社論とか法人化論とかがあったわけです。

これは非常にいい機会ですから、この際このチャンスに国立大学を活性化していくというような姿勢が必要だと私は思います。これはどうもコメンテーターの範囲をどうも逸脱したかもしれませんが、一言申し上げます。